

すみれ野自治会自主防災会規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、すみれ野自治会の住民の隣保共同の精神に基づき、以下に掲げる事業を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) その他、必要な事項

（名称と所在地）

第2条 この会は、「すみれ野自治会自主防災会」（以下「本会」という。）と称し、連絡先を自治会長宅に置く。

（会員）

第3条 本会は、すみれ野自治会会員をもって構成する。

（防災組織）

第4条 本会の防災組織は、すみれ野自治会の当該年度の役員及び、当該年度の各組長の推薦者で構成する。

2. 本会に以下の活動班を置く。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出・救護班
- (4) 避難・誘導班
- (5) 給食・救護班

（防災役員）

第5条 本会に次の防災役員を置き、原則として自治会役員が兼務する。

(1)	本部長（会長）	1	名
(2)	副本部長（副会長）	1	名
(3)	幹事（組長）	5	名
(4)	会計（会計）	1	名
(5)	監査役（監査役）	2	名
(6)	事務局長（事務局長）	1	名
(7)	事務局員	若干名	
(8)	班長	各組の全班長	

2. 自治会役員でないものは、各組長の推薦とする。

3. 防災役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

（防災役員の任務）

第6条 本部長は、本会を代表し会務を統括し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは

その責務を行う。

3. 幹事は、活動班の運営に当たる。
4. 会計は、本会会計事務を処理し、収支に関する帳簿及び、書類を作成し管理する。
5. 監査役は、本会の会計を監査する。
6. 事務局長は、自治会の名簿管理及び安否確認を行う
7. 事務局員は、本会の活動を記録し管理する。
8. 班長・副班長は、幹事を補佐し、各活動班の補佐をする。

(相談役)

第7条 本会に、相談役を置くことが出来る。相談役は、防災役員会において、推挙した者に委嘱し、本部長の諮問に応じ意見を述べることが出来る。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。但し、自治会班長以上上の役員をもってこれに代えることが出来る。

2. 総会は、毎年自治会総会と同じ日に開催する。
3. 総会は、本部長が招集する。
4. 総会は、次のことを審議し、決議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び、改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び、決算に関すること。
 - (5) その他、総会が、特に必要とみとめたこと。

(防災役員会)

第10条 防災役員会は、第5条(1)～(7)までの防災役員をもって構成する。

2. 防災役員会は、自治会役員をもって、これに代えることが出来、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) 防災計画の作成及び、改正に関すること。
 - (4) 事業計画に関すること。
 - (5) その他、防災役員会が、特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、災害による被害の防止及び、軽減を図るために、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災発生時における防災組織の編成及び、任務分担に関する事。
 - (2) 防災組織の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。

- (4) 災害発生時における情報の伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び、避難誘導に関すること
- (5) その他、必要なこと。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。但し、必要がある場合は臨時にこれを行うことが出来る。

(規約の変更)

第14条 本会の規約は、総会の決議を経て変更する。但し、緊急を要する場合は、防災役員会の決議で変更し、次期総会において承認を得ることとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。